

Q

15

後見人であることの証明

後見人であることの証明を求められたときは、どうすればよいでしょうか。



A

未成年者の本籍地の市町村役場で未成年者の戸籍を取得し、これを提示してください。

【未成年者の戸籍】

未成年者に後見人が選任されると、未成年者の戸籍にその旨の記載がされます。この戸籍が後見人であることの証明書になります。

このほかに、後見人であることの証明として、家庭裁判所の審判書謄本の提示を求められることがあります。

審判書謄本は、すでに後見人のお手元に届いていますが、追加の交付も可能です。手数料は審判書謄本1枚につき150円（収入印紙）です。

審判書謄本の交付申請先は、家庭裁判所です。お問い合わせは、審判書謄本に記載されている書記官あてにお願いいたします。

Q

16

後見監督人が選任された場合

後見監督人が選任されました。今後の手続きを進めるうえで、どのような点に注意すればよいでしょうか。



A

後見監督人が選任されている場合には、後見監督人の同意が必要な行為がありますので、注意が必要です。

【後見監督人】

後見監督人は、後見人の事務の監督、財産調査及び財産目録作成への立ち会い、任務終了時の管理計算への立ち会いを行います。

後見監督人の同意が必要な行為としては、①親権者の定めた教育方法の変更、②親権者の定めた居所の変更、③未成年者を懲戒場に入れること、④未成年者が営業することの許可、営業の取消及び制限をすること、⑤未成年者に代わって重要な財産行為を行うことが挙げられます。